アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。

ご照会などにつきましては、お電話で承ります。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター フリーダイヤル

0120-876-126

営業時間 9:00~17:00

(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

サービス内容

- ①ご契約内容についてのご質問・お問合わせ
- ②基準価額のご照会
- ③給付金などの請求のお手続き
- ④目標値の変更など、ご契約内容の変更のお手続き

運用期間中の積立金額の最高額は、 お電話いただくか、 「ご契約状況のお知らせ」で ご確認できます!



ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類を郵送します。

- ●ご契約状況のお知らせ・特別勘定四半期運用レポート(年4回)
- *3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況・特別勘定の運用状況を 翌月下旬以降に郵送します。
- ●目標値到達による「定額の円貨建終身保険への移行」のお知らせ
- *「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した方のみ、目標値到達時に郵送します。
- *移行後は「ご契約内容のお知らせ」を年2回郵送します。



基準価額、「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」、「円貨支払特約」、「年金の円貨支払特約(支払 でと円貨換算型)」の為替レートなどは、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ https://www.d-frontier-life.co.ip/

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」などを お読みください。

<しおり・約款用>

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて 説明しています。あわせてお読みいただき、大切に保管してください。

ご加入商品の「ご契約のしおり・約款 | については、右記のコードからご確認いただけます。



この保険商品のご検討に際しては、

必ず変額保険販売資格および外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が 承诺したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結 の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア 生命0120-876-126]までご連絡だざさい。

その他ご注意いただきたい事項について

- ●この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金 支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の 取引に影響を及ぼすことはありません。
- ●募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- ●お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必すご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- ●法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。
- *募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

[募集代理店]

[引受保険会計]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー

プロンティア生命 ホームページ https://www.d-frontier-life.co.jp/

お客さまサービスセンター 0120-876-126

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

'22年4月版

(登)B21F0207(2022.1.20) F4893-06 '22年3月作成 ラ

2022年4月版







年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(通貨指定型)



契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

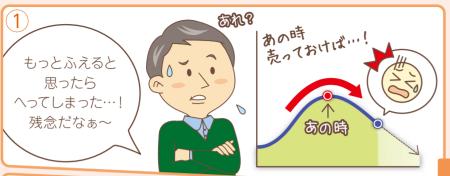
「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

[引受保険会社]



"運用のお悩み"ってありますよね…。





こんなしくみがあったらどうですか?



さらに、こんなお客さまにも…

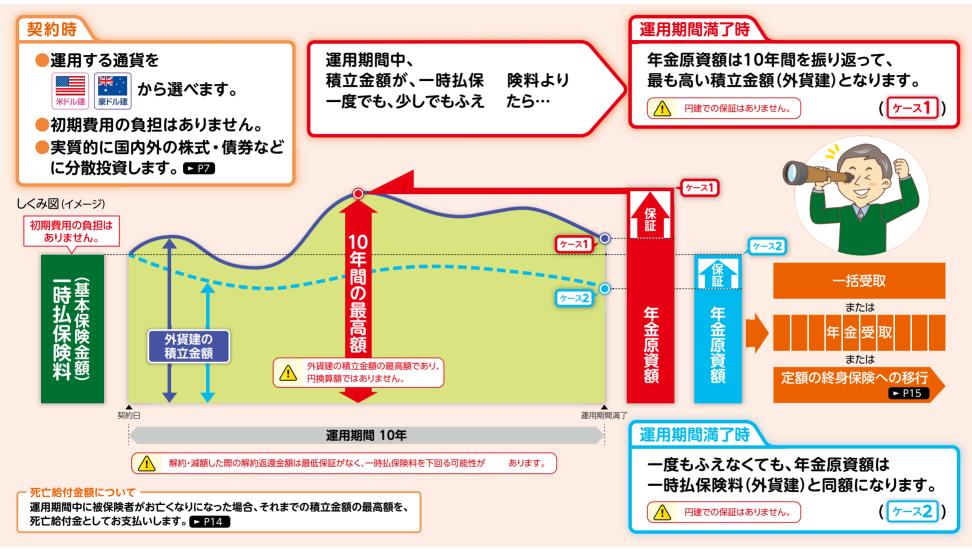


うれしいしくみがあります!



P5•6

「あの時はふえていたのに、へってしまった…| 「あの時売らなければ、もっとふえた…」と後悔 したくない方へ



- *上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の積立金額などを保証するものではありません。
- *契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。第一フロンティア生命が「一時払保険料を受け取った日から起算 いずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

して8日後となる日」または「保険契約のお申込みを承諾した日」の

ふえたら早く確保したい! という方は こちらをお開きください。

OPEN

この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替の変動など

によって損失が生じるおそれがあります。

10年を待たずに、円ベースの目標値に到達したら 運用成果を早く確保したい方へ

*「日標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合



目標到達の判定

契約日から1年経過以 運用期間満了の2ヵ月前 目標到達状況を判定し

後、 まで毎営業円、 ます。

●判定は

解約返還金額の

●目標値は何度でも変更でき (変更時は250%、300%

ます。

行います。

も指定できます)

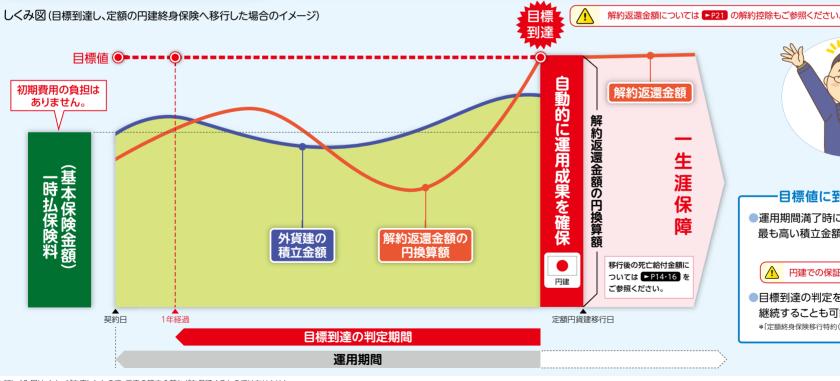
目標値に到達

自動的に円貨で運用成果を確保し、 定額の円建終身保険に移行します。

市場環境によっては目標値に到達しない場合があります。

〈移行後にできること〉

- ●定額の円建終身保険としてそのまま保有
- ●解約・減額して、解約返還金額(円貨)のお受取り
- ●終身保険にかえて、年金でのお受取り
- *移行後、解約控除はかかりません。





日標値に到達しなくても…-

●運用期間満了時に10年間を振り返って、 最も高い積立金額(外貨建)となります。

►P3·4

► P15



円建での保証はありません。

●目標到達の判定を

継続することも可能です。

► P11 *「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加した場合

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の積立金額などを保証するものではありません。



■この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替の変動

▶目標到達後は、定額の円建終身保険に移行するため、積立金額の最高額の保証(► P3・4)は 適用されません。

運用のしくみ

●実質的に国内外の株式・債券などに分散投資します。

株式

日本を含む先進国・地域

債 券

日本を含む先進国

毎 月 一定のルールで自動的に資産配分を見直します

●さまざまな市場環境の 変化に対応できるよう 資産配分を見直します。



過去の資産の値動きから、 値上がりが予測される 資産の配分をふやします。



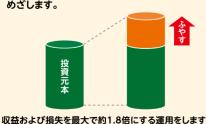
資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。



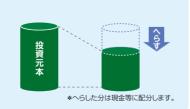
毎 日 運用総額を増減させます

イメージ〉

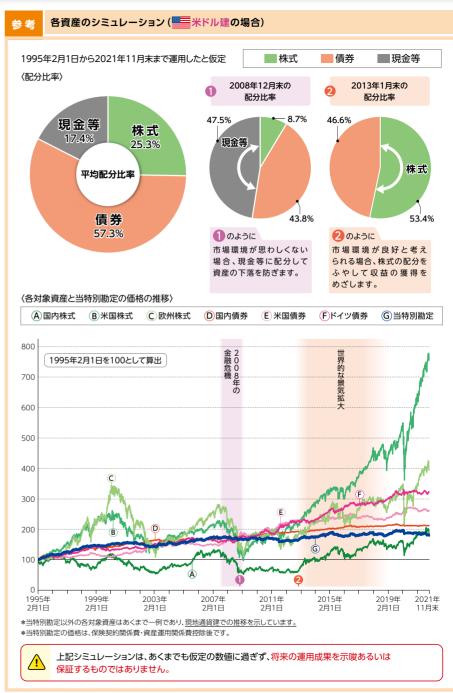
市場環境が良好と考えられる場合は、 運用総額をふやして、より大きな収益の確保を めざします。



市場環境が思わしくない場合は、運用総額をへらして、下落リスクを抑えます。



*特別勘定について、くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。



運用シミュレーション

<u>^!\</u>

○下記のシミュレーションは、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の運用 ○保険契約関係費・資産運用関係費控除後、受取時の課税前を前提として 成果を表したものではありません。また将来の運用成果を示唆あるいは確実性を保証するものではありません。

います。なお、資産運用関係費にかかる消費税について、最新データである2021年11月末時点の税率(一律10%)で計算しています。

米ドル建

P3・4のシミュレーション 運用期間満了時の年金原資額

円建での保証はありません。

<一時払保険料100,000米ドルの場合>



| 150,000米ドル以上 | 140,000米ドル以上 | 130,000米ドル以上 | 120,000米ドル以上 | 110,000米ドル以上 | 4/203ケース | 23/203ケース | 36/203ケース | 77/203ケース | 195/203ケース |



▓░豪ドル建

<一時払保険料100,000豪ドルの場合>





P5・6のシミュレーション 円換算の目標値を設定した場合

解約返還金額の円換算額の目標到達ケース数および到達までの経過年数シミュレーション(1995年2月から

2011年12月の各月初に運用開始し、それぞれ10年間運用したと仮定した203ケースを集計)

4年以上5年未満



到達ケース (ケース) /203ケース) 5年未満 203 30 60 120 150 180 174 203 142 7 7 29 165 203 10 16 38 203 157 28 16 14 46 89 168 17 79

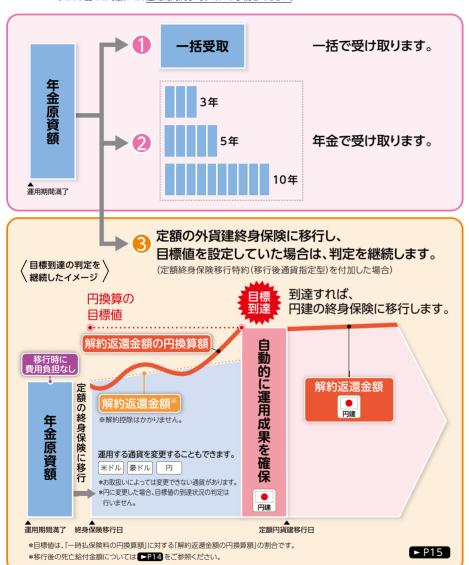
5年以上10年未満

年金原資額をもとに、つぎの ①・②・60 のいずれかを選べます。

(目標値を設定し、目標到達せずに運用期間満了を迎えた場合も同じです)



【ご留意事項】 ①・③ は、ご契約時には選択できません。運用期間満了時の2ヵ月前を目処に届くお知らせによりお選びいただけます。 なお、下記のお取扱いは、運用期間満了時までにお手続きください。



この商品は預金ではありません。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。 預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。



2 "円ベース"での保証はありません。



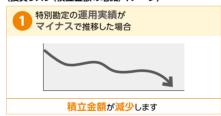
この商品は外貨建のため、死亡給付金額や運用期間満了時の年金原資額は、円ベースで元本割れすることがあります。



運用期間中に解約・減額した場合、 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります。



〈投資リスク(積立金額の増減)イメージ〉





〈解約返還金額の例〉指定通貨: 米ドル、一時払保険料: 100,000米ドル

	特別勘定の運用実績(年率)				―― 経過年数3年の解約返還金額 (解約控除も加味)		
経過	-2.5%で推移		+2.5%で推移				在四十分3十分所引及及立領(附利控除も加味)
年数	積立金額 (米ドル)	解約返還金額 (米ドル)	積立金額 (米ドル)	解約返還金額 (米ドル)		1 4	寺別勘定の運用実績が、一2.5%で推移した場合
1年	97,500	91,500	102,500	96,500			時払保険料 100,000米ドル 解約返還金額 87,885米ドル
3年	92,685	087,885	107,689	2 102,889	<	2 *	寺別勘定の運用実績が、+2.5%で推移した場合
5年	88,109	84,509	113,140	109,540			──時払保険料 解約返還金額 100,000米ドル 102,889米ドル
10年	77,632	77,032	128,008	127,408			102,000///

- *特別勘定の運用実績が一定のまま推移したと仮定して計算したものであり、保険契約関係費と資産運用関係費を控除した後の数値(年率)を表示しています。
- *解約控除率は、経過年数〈1年未満〉6.0%から〈9年以上10年未満〉0.6%まで1年ごとに低下していきます。
- *上表に記載の積立金額および解約返還金額は、経過年数ごとの年単位の契約応当日の前日末に解約した場合の金額で、小数点以下を切捨てにより表示しています。

契約概要

- ■この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認 いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を 確認・了解のうえ、お申し込みください。
- ■「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表 事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては 「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。
- ■この保険の正式名称は、「年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(通貨指定型)」です。
- ■このページ以降は、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称	このページ以降での表記	
運用実績連動保証金額	受取保証額	

引受保険会社の商号と住所などについて

- ■商 号 第一フロンティア生命保険株式会社
- ■住 所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- ■電話 0120-876-126
- ■ホームページ https://www.d-frontier-life.co.jp/

2 この保険の特徴について

- ■この保険は、受取保証額*に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの、保険料一時払方式 の外貨建の変額年金保険です。資産は特別勘定で運用します。
- ※年金原資額および死亡給付金額が外貨建で保証される金額をいい、運用期間中(死亡した場合は 死亡した日末まで)の積立金額の最高額となります。ただし、年金原資額として受取保証額が適用 されるのは、運用期間満了時のみです。
- ■通貨の種類は、米ドルまたは豪ドルで、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただきます。
- ■年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りも選択できます。
- ■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の付加により、「一時払保険料の円換算額」に対する 「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、自動的に円貨で運用成果を確保して 定額の円建終身保険に移行します。
- ■商品のしくみ図(イメージ)については P3~6 をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

■この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、株価、債券価格、為替の変動などによって損失が生じるおそれがあります。 ►P21~23

4 保障内容について

年金

■年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

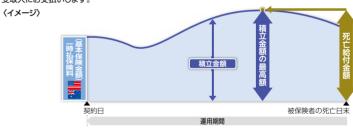
	年金の種類				
確定年金	年金受取	年金受取期間は、3年、5年および10年から選択できます。 年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取 期間の末払年金現価をお支払いします。 この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して 受け取ることもできます。	10歳~90歳		
一括受取 (年金原資額の 一時支払	一括受取	年金原資額を一括受取することができます。 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面できます。	こて選択することが		

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

- *年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
- *年金原資額、年金受取期間、年金支払開始日の市場環境などの状況によっては、年金額が3,000米ドル、3,000豪ドルに満たない場合があります。 その場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします(3年確定年金の場合を除く)。
- *年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。 後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

死亡給付金

■被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日末の受取保証額を、死亡給付金として死亡給付金 受取人にお支払いします。



- ■年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を、 死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについて、くわしくは P19 をご参照 ください。
- ■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加し、定額の終身保険に移行後は以下のとおりとなります。 ▶ P15·16

保険期間	死亡給付金額	
移行日から2年後の移行後保障増額日の前日まで	被保険者が死亡したときの責任準備金額(解約返還金額)	
移行後保障増額日以後	被保険者が死亡したときの移行後基本保険金額	

*移行後の死亡給付金額は、移行前の死亡給付金額を下回ることがあります。

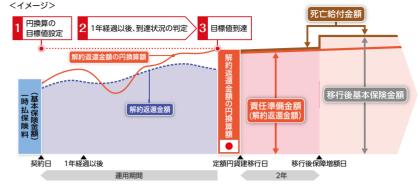
年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。 また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

5

付加できる特約について (くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください)

目標値到達時 定額円貨建 終身保険 移行特約	■運用期間満了日の2ヵ月前まで付加できます。 ■目標値に到達せずに運用期間が満了した場合でも、定額の外貨建終身保険に移行(「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加することで、目標到達の判定を継続します。 ■「一時払保険料の円換算額(判定基準金額)」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合が目標値に到達した場合、定額の円建終身保険に移行します。 ■移行後の死亡給付金額については ▶▶□4 をご参照ください。
定額終身保険 移行特約 (移行後 通貨指定型)	■運用期間満了時に付加でき、年金原資額をもとに定額の終身保険に移行できます。 ■契約日から起算して1年経過以後、運用期間満了日の2ヵ月前まで付加することもでき、この場合、特約申込日末の解約返還金額をもとに定額の終身保険に移行します。 ■移行後の指定通貨を変更することができます。円貨も指定できますが、目標値を設定していた場合、以後の到達状況の判定は行いません(上記特約は消滅します)。 ■移行後の死亡給付金額については ▶▶▶▶ ■移行後の死亡給付金額については ▶▶▶ ■移行後の解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります(解約控除はかかりません)。
年金支払 移行特約	■上記2つの特約のいずれかを付加し、定額の終身保険に移行後、付加できます(被保険者の満年齢が 90歳以下の場合に限ります)。■特約年金支払開始日の前日の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。■特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。
運用期間中 年金支払 移行特約	契約日から起算して1年以上経過している場合で、運用期間中に限り付加できます。特約年金支払開始日の前日末の解約返還金額を特約年金原資額として、年金でのお受取りに移行できます。・特約年金の種類は確定年金で、年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。
年金の 円貨支払特約 (支払ごと 円貨換算型)	■年金を円貨で受け取ることができます。 ■この特約の付加および解約の回数に、制限はありません。 ■円貨への換算に適用する為替レートは、年金支払日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。
円貨支払特約	■死亡給付金、解約返還金などを円貨で受け取ることができます。■死亡給付金、解約返還金などのご請求の際に付加できます。■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。
保険料 円貨入金特約	■保険料を円貨でお払い込みいただけます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額が第一フロンティア生命に着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 *着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
保険料 外貨入金特約	■保険料を指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただけます。 ■指定通貨への換算に適用する為替レート(クロスレート)は、外貨払込金額が第一フロンティア生命に 着金した日の第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 *着金日について、第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日となります。
死亡給付金等の 年金払特約	■死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。■死亡給付金の支払事由の発生前に限り、付加できます。■特約年金の受取回数は、所定の回数(5回~40回の5回きざみ)から選択できます。
保険契約者代理特約プロンティアの電影族安心サポート	■ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。 ■契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者 代理人が、解約などの手続きを代理できます。 ■本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。 ■保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「ご家族安心 サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合のお取扱いについて、以下のとおりとなります。



- *責任準備金とは、将来の死亡給付金をお支払いするために、積み立てたものです。
- *下記に記載のTTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

1 円換算の目標値設定

105%または110~200%(10%きざみ)で目標値を設定します。

払込通貨	円換算の目標金額		
円 (「保険料円貨入金特約」を付加)	円貨払込金額 × 目標値		
外貨(指定通貨)			
指定通貨以外の外貨 (「保険料外貨入金特約」を付加)	外貨払込金額の円換算額 × 目標値 指定通貨以外の外貨払込金額 × 判定基準為替レート※1(TTM+50銭)		

- ※1 第一フロンティア生命に着金した日(第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の翌営業日)の為替レートです。
- ■「円換算の目標金額」が9億円相当額を超える設定、変更はできません。
- * 市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。

2 到達状況の判定

解約返還金額の円換算額が、上記 1 [円換算の目標金額]に到達しているかを毎営業日、判定します。

	解約返還金額の円換算額	
契約当初	契約日から1年経過以後※2より運用期間満了日の2ヵ月前まで	解約返還金額(指定通貨建) ×目標値判定為替レート
定額の外貨建終身保険に移行後	終身保険移行日から終身	へ日保恒刊足場省レート (TTM-50銭)

※2 この特約を1年経過以後に付加した場合は、その付加日となります。

■目標到達までは、目標値を何度でも変更することができます。変更時はさらに250%、300%も指定できます。

3 目標値到達

運用成果を円貨で確定し、自動的に定額の円建終身保険に移行します。

- ■目標値に到達した日(到達判定日)の翌々営業日(定額円貨建移行日)に、定額の円建終身保険に移行します。
- ■移行後基本保険金額は、到達判定日末における解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出します。
- ■定額円貨建移行日以後の死亡給付金額については ►P14 をご参照ください。
- ■移行後に解約・減額した場合は、解約返還金額は責任準備金額と同額で、経過月数に応じて計算した金額となります (解約控除はかかりません)。

6 ご契約のお取扱いについて

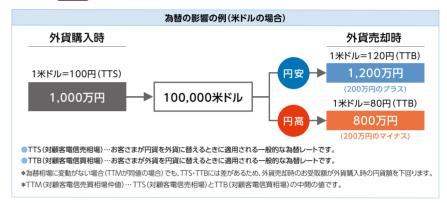
		指定通貨で入金する場合	米ドル	豪ドル	
			10,000米ドル	10,000豪ドル	
		「保険料円貨入金特約」を	円		
	最低	付加する場合	100万円		
基本保険金額 / 一時払保険料 \		「保険料外貨入金特約」を	払込通貨:米ドル/指定通貨:豪ドル	払込通貨:豪ドル/指定通貨:米ドル	
もしくは払込金額		付加する場合	10,000米ドル	10,000豪ドル	
		*保険料の払込単位は、米ドル:1	米ドル、豪ドル:1豪ドル、円:1万円	です。	
	最高	9億円相当額※ ※第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額個人年金保険に加入されている場合 基本保険金額は通算して9億円相当額を超えることはできません。			
運用期間		10年			
契約年齢		0歳~80歳(契約日における被保険者の満年齢)			
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定			
死亡給付金受取人 後継年金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみで被保険者も指定できます。			
年金受取期間の変更		年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います。			
年金支払開始日(の変更	・年金支払開始日の繰延べを取り扱います。 ・「運用期間中年金支払移行特約」の付加により、契約日から1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。 ▶P15			
保険料の払込	方法	一時払のみ取り扱います。			
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日)を 解約返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。			
	増額	取り扱いません。			
基本保険金額の変更	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル・10,000豪ドル以上あることが必要で なお、残存部分は継続します。			
契約者貸付		取り扱いません。			

7 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

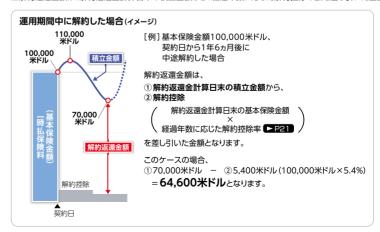
8 為替リスクについて

■くわしくは P23 をご参照ください。



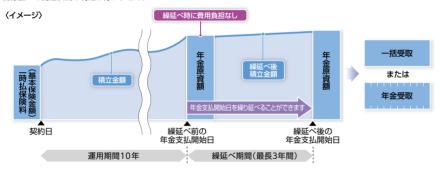
解約返還金額について (解約する場合や、目標値に到達して定額の円建終身保険に移行する場合など)

- ■解約返還金額は、特別勘定の運用実績により変動(増減)します。
- ■解約返還金額は、解約返還金計算日末の積立金額から、経過年数に応じた解約控除の額を差し引いた金額となります。



年金支払開始日の繰延べについて

- ■年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- ■繰延べ期間は最長3年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度 とします。
- ■繰延べ前の年金支払開始日の前日末における受取保証額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み 立てます(積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます)。
- ■繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。
- ■繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払 開始日における基礎率など(予定利率など)に基づいて算出されます。
- ■繰延べ期間では、ご契約を解約して繰延べ後積立金額をお受取りできます(解約控除はかかりません)。
- ■「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加して目標値に到達せず、年金支払開始日を繰り延べた場合、繰延べ期間中の 目標値への到達状況の判定は行いません。



特別勘定の概要とその投資リスクについて

■以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

指定通貨	米ドル	豪ドル	
特別勘定の名称	グローバルアセット2017型(米ドル)	グローバルアセット2017型(豪ドル)	
主な投資対象となる 投資信託の名称	Oneグローバル・アセット・アロケーション・ファンド Oneグローバル・アセット・アロケーション・ファンド 2VA(適格機関投資家限定) VA(適格機関投資家限定)		
運用会社	アセットマネジメントOne株式会社		
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の純資産総額に対して、年率0.11%(税込)の1/365を毎日控除します。 ▶P21		
投資方針	日本を含む先進国・地域の株式、日本を含む先進国の債券などを実質的な投資対象とする投資信託 (参照指数連動債券に投資を行うことにより、参照指数※の動きに連動する投資効果をめざします)に 投資し、特別勘定資産の着実な成長と安定した収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。 ※特別勘定が実質的に投資を行う株式や債券などのすべての資産価格を指数にしたものです。		

■各資産クラスの詳細については、以下のとおりです。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

資産クラス	対象資産	実質的な運用内容
	国内株式	TOPIX先物
	米国株式	S&P500種指数先物
	欧州株式	ユーロ・ストックス50指数先物
日本を含む	英国株式	FTSE100指数先物
先進国・地域の	カナダ株式	S&P トロント60指数先物
株式	豪州株式	ASX/SPI200指数先物
	スイス株式	SMI指数先物
	スウェーデン株式	OMXS30指数先物
	香港株式	ハンセン株価指数先物
	国内债券	日本国債先物
	米国債券	米国国債先物
日本を含む 先進国の	ドイツ債券	ドイツ国債先物
元连国の 債券	英国債券	英国国債先物
	カナダ債券	カナダ国債先物
	豪州債券	豪州国債先物

- *法令や規制方針の変更および投資方針に沿った運用を行うなどの理由で、今後変更もしくは追加・削除される場合があります。
- ■主な投資リスクは次のとおりですが、この他にも投資リスクがあります。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

価格変動リスク	有価証券などの市場価格の変動により、資産価値が減少することがあります。	
金利変動リスク	金利変動リスク 公社債などの価格は、一般的に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します。 金利の変動により、資産価値が減少することがあります。	
為替変動リスク	外国為替相場の変動により、資産価値が減少することがあります。	
信用リスク	株式や債券などの発行者の経営・財務状況の悪化にともなう外部評価の変化などにより、 資産価値が減少することがあります。	
カントリーリスク	投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは外交関係の悪化などの要因により、資産価値が減少することがあります。	

■特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。 ただし、この評価方法について将来変更することがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をお読み ください。

お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは P21·22 をご参照ください。

注意喚起情報

- ■この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・ 了解のうえ、お申し込みください。
- ■「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の 内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので お読みください。

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

運用期間中

項 目	費用	時 期
保険契約関係費 死亡給付金年金原資の最低保証や ご契約の締結・維持などに 必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.98%	左記の年率の1/365を 積立金から毎日控除します。
資産運用関係費※ 運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託に かかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の 純資産総額に対して 年率 0.11%(税込)	左記の年率の1/365を 投資信託の信託財産から 毎日控除します。

- ※上記の信託報酬のほか、投資信託にかかる諸費用等として、参照指数連動債券が投資対象とする金融派生商品の取引に関わる費用、 監査費用、信託事務の諸費用および消費税等を間接的にご負担いただきます。記載の資産運用関係費は2022年2月現在の数値であり、将来変更される場合があります。くわしくは「特別勘定のしおり」をお読みください。
- ●参照指数連動債券が投資対象とする金融派生商品の取引に関わる費用
- (1)参照指数の助言報酬、指数の組成・維持およびレバレッジ取引等にかかる費用 参照指数の算出に際し、年率0.888%を差し引きます。
- (2)参照指数に組み入れる株式、債券等の配分比率を変更する際に必要となる取引費用等(実質的に有価証券等を保有・売買することに伴う費用)
 - 運用状況により変動するものであり、費用発生前に金額や割合を確定することが困難なため、事前に表示する ことができません。
- ●監査費用、信託事務の諸費用

費用発生前に金額や割合を確定することが困難なため、事前に表示することができません。

■特定のご契約者に負担していただく費用

特別勘定による運用期間中にご契約を解約・減額する場合や、定額の終身保険に移行する場合 (運用期間満了時に移行する場合を除きます)などに、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	費用	時 期
解約控除 ご契約の解約などの際に 必要な費用です。	基本保険金額に 経過年数に応じた解約控除率を 乗じた金額 (注)解約控除率は下表参照	ご契約の解約などの際に 控除します。

解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%

*定額の終身保険への移行後に解約·減額した場合、解約控除はかかりません。

▶ 次ページへ

年金受取期間中

項目	費 用
保険契約関係費 (年金管理費)※1 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して <mark>0.4%</mark> (円貨で年金を受け取る場合は <mark>最大0.35%</mark>) ^{※2}

- ※1 年金額よ、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれる ものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2022年2月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、 年金支払開始日以後は、年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」、「連用 期間中年金支払終行籍終り計入よび「任金支払終行籍約」を付加した場合の経約年金についても同様の即収いとなります。
- ※2 「年金の円貨支払特約(支払ごと円貨換算型)」を付加した場合は、0.4%となります。

定額の終身保険への移行後

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加して定額の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払っための費用を控除する前提で算出されます。

*上記の費用は、移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

①「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合など

「保険料円貨入金特約」における為替レート	TTM+50銭
「年金の円貨支払特約(支払ごと円貨換算型)」における為替レート	TTM-50銭
「円貨支払特約」における為替レート	TTM-50銭
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の目標値判定為替レート	TTM-50銭
「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)」を付加して指定通貨を円貨に 変更する場合の為替レート	TTM-50銭

②「保険料外貨入金特約」を付加して保険料を外貨でお払い込みいただく場合

「保険料外貨入金特約」の為替レート(クロスレート)

(払込通貨のTTM-25銭)÷(指定通貨のTTM+25銭)

③「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型) | を付加して指定通貨を別の外貨に変更する場合

「定額終身保険移行特約(移行後通貨指定型)|の為替レート(クロスレート)

(変更前の指定通貨のTTM-25銭)÷(変更後の指定通貨のTTM+25銭)

*上記の為替レートは、2022年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。

外貨のお取扱いにかかる費用について

保険料を外貨でお払い込みいただく際には、銀行への振込手数料などの手数料をご契約者に負担していただく場合があります。また、年金、給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

2 企 この保険のリスクは以下のとおりです

投資リスクについて(損失が生じるおそれ)

- ●この保険は、日本を含む先進国・地域の株式、日本を含む先進国の債券などで実質的に運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながります。
- ●株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- ●これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- ●なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分にご確認ください。

解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

運用期間中に解約・減額などをする場合の解約返還金額には最低保証はありませんので(解約控除もかかります)、一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。年金原資額として一時払保険料相当額または受取保証額が適用されるのは、運用期間満了時のみとなります。

為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

3 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除 (クーリング・オフ)ができます

- ■お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から 起算して8日以内※1であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。
- ※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。
- ※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「お申込みの撤回など」といいます。



- ■お申出方法が書面の場合、郵便(はがき、封書)※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。お申込みの 撤回などは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。
- ※3 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

<送り先> 〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号 第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

■書面には、以下の記入事項をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名(自署)	第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所·電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	○,○○○,○○○ (米ドル·豪ドル·円)
ご本人名義の返金口座	○○銀行○○支店 預金種類1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ

- ■第一フロンティア生命ホームページ(https://www.d-frontier-life.co.jp/)からもお申し出いただけます。この場合 お申込みの撤回などは、当社受信時に効力が生じます。
- *電磁的記録(当社ホームページ、CD-R等)によるお申出が可能です。
- *CD-R等の電磁的記録媒体によるお申出の場合は、当社あて発信時に効力が生じます。
- ■クーリング・オフのお申出をされた場合のご返金は、保険会社に保険料としてお払い込みいただいた通貨となります。
- *外貨でお受け取りになる際には外貨預金口座をご指定ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご指定された場合、 円貨に両替される場合があります。
- ■したがって「保険料円貨入金特約」の付加有無により、クーリング・オフに伴いご返金する通貨が異なります。くわしくは、下記の表をご参照ください。

	保険料お払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴い ご返金する通貨
「保険料円貨入金特約」を付加する場合※4	円貨 ※5	円貨※6
「保険料円貨入金特約」を付加しない場合	外貨 ※ ⁷	<u>外貨</u> ※8

- ※4「保険料円貨入金特約」をお取り扱いしない代理店もあります。
- ※5「保険料円貨入金特約」を付加して保険料を円貨でお払い込みいただく場合、所定の費用(通貨を換算する場合の費用)が発生します。
- ※6 円貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、円貨でお返しいたします。
- ※7 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から当社口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生するごとがあります。
- 所定の手数料が発生9 ることかめりま9。 *8 外貨でお払い込みをいただいた金額と同額を、外貨でお返しいたします。ただし、外貨でのご返金となるため、当初の資金が円貨の場合 (金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、以下により、ご返金額が円貨ペースでは元本割れするごとがあります。
 - ①円貨から外貨への両替に係る金融機関所定の手数料 ②外貨から円貨への両替に係る金融機関所定の手数料 ③送金及び着金に係る金融機関所定の手数料 ④為替差損(益)
- *「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、外貨払込金額と同額をお払い込みいただいた通貨でお返しいたします。

4 告知は不要です

- ■この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- ■入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。
- *申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」 「介護療養型医療施設」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

5 保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による 運用の開始日は以下のとおりとなります

- ■保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。
- ■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- ■この保険の契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。
- ■第一フロンティア生命は、第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します(保有口数の算出日は第一フロンティア生命がその額を特別勘定に繰り入れる日となります)。
- ■保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

6 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど)
- ■重大事由によりご契約が解除となった場合(ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、 その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で 事故を起こしたときなど)
- ■死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- ■詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

がある 解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあります

- ■解約返還金額はつぎの影響をうけます。
- ①特別勘定の運用実績 ②解約控除 ③円貨に換算した金額は解約時の為替レート
- 解約返還金額の計算方法などくわしくは ►P18 をご参照ください。
- 目標到達の判定は、「積立金額の円換算額」ではなく 「解約返還金額の円換算額」で行います (「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約 | を付加した場合)
- **9** この保険には為替リスクがあります
- ■くわしくは P23 をご参照ください。

10 給付金額などが削減されることがあります

- ■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- ■保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820

受付時間: 月曜日〜金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時〜正午、午後1時〜午後5時ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

11 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みを する場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ■ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ■ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任 開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ■ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

12 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする 生命保険であり、預金とは異なります

13 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ■ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である 投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、 その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- ■特別勘定の廃止にともなう積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2ヵ月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

- ■天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります。
- ■この場合、第一フロンティア生命の本社および各募集代理店において掲示を行うとともに、第一フロンティア生命ホームページ(https://www.d-frontier-life.co.jp/)にてお知らせします。
- また、お手続きの停止、延期および取消しに該当するご契約者には、個別に通知します。
- ■くわしくは「ご契約のしおり・約款 |の「特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱い |をお読みください。

15 この保険にかかわる指定紛争解決機関は 一般社団法人生命保険協会です

- ■一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する さまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。 (生命保険協会ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/)
- ■「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- ■お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- ■第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ■死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

17 で加入の生命保険に関するお手続きや で照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- ■第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- ■募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター フリーダイヤル **0120-876-126** 営業時間 9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

18

税務のお取扱いは以下のとおりです

- ■ここに記載の税務のお取扱いは2022年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。
- *2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に 課税されます。
- *ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取扱いとなりますのでご注意ください。

外貨建の保険契約のお取扱い

- ■外貨建の保険料などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。
- *「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については円貨払込金額となります。
- *「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、下表の保険料については外貨払込金額を円貨に換算した金額となります。
- *「円貨支払特約」を付加した場合などで、当社が、年金、死亡給付金、解約返還金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に 基づき課税されます。

項目		円換算日	換算時の為替レート
一時払保険料		保険料領収日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金	源泉分離課税となる場合		TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
25十八人人人人	所得税(一時所得)となる場合	(請求書類の受付日)	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
死亡給付金	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
76 CM113 M2	所得税(一時所得)となる場合	文 如争田光王日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
年金原資額の一時支払		年金支払開始日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
(特約)年金		(特約)年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

- *受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回っても課税されることがあります。
- *受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

ご契約時

- ■お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。 介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が 一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。
- *契約目が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件

ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。

運用期間中および定額の終身保険への移行後

■解約・減額時の差益に対する課税

運用期間中

契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額		
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税		

●定額の終身保険への移行後 所得税(一時所得※1)+住民税の対象となります。

死亡給付金受取時の課税

	契約例			
契約形態	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	課税の種類
ご契約者と被保険者が同一人	Α	Α	В	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	Α	В	Α	所得税(一時所得※1)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	А	В	С	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

年金受取期間中

■一括受取(年金原資額の一時支払)時の課税 所得税(一時所得※1)+住民税の対象となります。

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

■年金受取時の課税

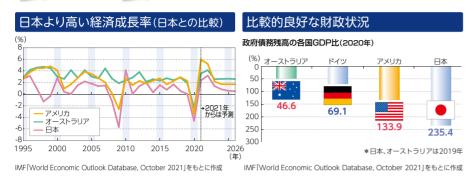
年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
所得税(雑所得※2)+住民税	所得税(一時所得※1)+住民税

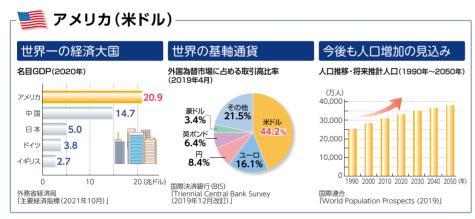
- *ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。
- ※1 一時所得の課税対象

ー時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。 特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

三 アメリカ・**三** オーストラリアの魅力



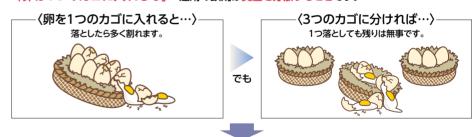






外貨運用における分散投資の効果

「卵は1つのカゴに入れるな」 運用の鉄則は資産を分散することです。



同じように資産を別々の「通貨のカゴ」に分けてみると…



円だけでなく、外貨建資産を持つことで、分散投資の効果が期待できます。

フロンティアの





- ●ご契約者の代わりに、あらかじめ指定されたご家族(保険契約者代理人)が契約の諸手続きや 契約内容の確認を行うことができるサービスです。
- ●第一フロンティア生命の"全商品"に付加することができます。





契約者ご自身が、手続きを行う意思表示が困難である、または それに準ずる状態と判断される場合は、

「保険契約者代理人」が本人に代わって手続きを行うことが できます。

「保険契約者代理人」がご契約内容について、 いつでも照会できます。

*「フロンティアのご家族安心サポート」を付加するにあたり、費用はかかりません。また、所定のお手続きが必要となります。

たとえば…

母(ご契約者)が認知症で意思表示が困難な状況に。介護施設への入居費用が必要・・・

困ったなぁ…

- ●解約の手続きは、 母(契約者)しかできない…
- ●成年後見制度※の利用も 手間がかかりそう…
- ●母の保険証券を見ても、 内容がよくわからない…

認知症で 意思表示が困難に





※認知症や知的障害のある方など、判断力が充分ではない方々が 不利益を被らないように、その方を援助してくれる方(成年後見人)を 付け、法律的に支援する制度です。

対策後

✓ 困ったときでも、 まとまった資金をスムーズに 受け取れる準備ができるね!

✔ 母(契約者)の契約内容が いつでも確認できるのも安心♪

いざという時、息子に 手続きしてもらえて安心♪







(保険契約者代理人)

*保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについ	(の)詳細は、「こ家族安心サポートのご案内」および	こ契約のしおり・約款」でこ確認くたさい
----------------------------------	---------------------------	---------------------

MEMO

34